平成28年11月10日

自治体内弁護士という選択

切り拓け 自治体法務!



JFBA- 日本弁護士連合会

自治体内弁護士の概要

[自治体内弁護士とは]

弁護士が、自治体の職員として勤務する形態としては、①通常の採用試験による職員、②非常勤職員、③特定/一般任期付職員、④任期付短時間勤務職員があります。

このうち、特定/一般任期付職員は、平成14年に成立した「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び条例に基づき、最長5年の任期で自治体の常勤職員となるものです。

(自治体における任期付職員の 採用実績・職務の内容について)

平成16年の時点では、弁護士の任期付職員は2名だけでしたが、この数年で大幅に増加しています。詳しくは別紙をご覧ください。

その多くは総務・法務部門に配属されていますが、児童相談所や子ども・ 女性・障害者センターのほか、教育委員会や労働委員会などの行政委員会 で活躍している方もいます。

総務・法務部門で勤務している方の職務内容は、職員向けの行政法律相談、訴訟、行政不服審査、条例規則等の法制執務、研修講師等の人材育成、債権管理回収、コンプライアンスの施策立案、議会対応、住民への直接対応(クレーマー対応を含む。)、選挙事務のほか、東日本大震災からの復旧・復興業務など多岐にわたっています。



[自治体における弁護士のニーズ]

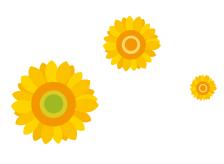
近年、多様化・複雑化する住民ニーズに対応して、自治体における行政需要は拡大・高度化の一途を辿っており、これに伴い、行政活動の様々な場面で、行政法以外の法分野を含めた幅広い視点からの法的検討を踏まえた対応に迫られています。また、住民の権利意識の高まりや情報公開・行政手続法制等の浸透により、行政運営が訴訟にまで発展するケースも大幅に増加し、その裁判例も多様な展開を見せています。さらに、地方分権の進展に伴い、自己決定・自己責任が強く求められる中、地域の実情に応じた政策の実現と公共的課題の解決を図るため、既存の法令との整合性を重視する従来型の法務から、立法、法執行、争訟等の各場面で法をより能動的に活用していく、いわゆる「政策法務」への転換が必要となり、そのための新たな組織体制の構築と高い法務能力を備えた人材の育成・確保が急務となっています。

このように、自治体を取り巻く環境が大きく変化する中で、組織の内部 で活躍する法律専門家として弁護士を職員として任用する動きが大きく拡 がりつつあります。

日弁連が平成25年に全国の自治体(都道府県・市・特別区)を対象に実施したアンケート調査によっても、自治体内弁護士に対する評価は押し並べて高く、また、400を超える自治体が弁護士の職員任用に関心を示していることから、自治体内弁護士に対するニーズは、今後益々高まっていくことが予想されます。







Q1

自治体内弁護士の 募集情報を 入手する方法は? → 募集情報は各自治体のウェブサイトに掲載されますが、日弁連のウェブサイト「ひまわり求人・求職ナビ」に情報が集約されていますので、こちらをご覧いただくのが便利です。また、日弁連では、「任期付公務員等キャリア・マガジン」というメールマガジンを随時発行しており、日弁連のウェブサイトでこのメールマガジンに登録することにより、最新の募集情報に加え、募集自治体による採用説明会や自治体内弁護士によるセミナー・懇談会等の各種イベント情報をタイムリーに入手できます。詳細については、この冊子の最終頁(日弁連のサポート体制)をご覧ください。

A 日弁連や各弁護士会では、自治体内弁護士によるセミナーや懇談会等のイベントを随時開催しています。

このほか、自治体内弁護士の経験者から個別に話 を聞いてみたい場合には、日弁連にお問い合わせい ただければ、アドバイザー(経験者)を紹介します。 Q2

自治体内弁護士の 経験者に話を聞いて みたいのですが。



Q3

行政法・自治体に関する 知識・経験はどのくらい 必要になるのでしょうか? A これまで自治体に任用された弁護士の多くは、自 治体行政に関連する仕事の経験がほとんどなく、 行政法等の知識についてもごく一般的な範囲にとどまっ ていたようです。

もちろん、自治体で勤務するには行政法等の知識が必要になりますが、むしろ弁護士としての実務経験や幅広い視野が強く求められていると考えられます。





A 与えられた仕事をこなすだけでなく、積極的 に他の職員と交流し、自ら仕事を開拓する意 欲のある人材が求められています。

自治体はどのような人材を 求めているのでしょうか?



A 法律上は最大5年です。当初から5年の任期で採用された方もいますが、多くの方が、2年または3年の任期で採用されており、その後に任期の延長が行われるケースが少なくありません。



任期はどのくらいに なるのでしょうか?



Q6

A 自治体により異なりますが、所定の応募用紙に記入のうえ提出し、書類選考を経て面接が行われるというのが一般的です。

採用選考の手順は どのようなものでしょうか?



A 常勤職員として採用されれば、地方公務員法で兼業は禁止されます。ただし、自治体の許可を受ければ兼業は可能となります。一方、非常勤職員や任期付短時間勤務職員としての採用であれば、弁護士業務を行うことは可能です。



弁護士業務との 兼業はできるので しょうか?



特定/一般任期付職員の場合、給与はどのくらいでしょうか?

A 自治体により異なりますが、年間800万円前後の自治体が多いようです。ただし、特定/一般任期付職員の中でも、その給与額は500万円程度から1000万円と幅があります。基本となる給与は役職等に応じて決められることが多く、地域手当の違いによっても若干の差が出てきます。

A 特定/一般任期付職員の勤務時間は、他の職員と同じです。

また、休日も他の職員と同じであり、土日祝日の他に有給休暇(夏期休暇を含む。)もあります。



勤務時間や休日はどのように なっているでしょうか?



Q10

いきなり管理職として 業務を行えるか不安です。 A 通常は弁護士がラインの課長として採用 されることはなく、立場は管理職でも、上 司と相談しながら業務を行っているようですの で、心配しなくても大丈夫です。

A 日弁連が平成25年11月から翌26年1月にかけて自治体勤務経験のある法曹有資格者を対象に実施したアンケート結果によれば、自治体の業務内容の幅広さや社会的影響力の大きさ、公の仕事に役に立っていること、職員から感謝されていることなどが挙げられており、多くの弁護士が大いにやり甲斐を感じて活躍しています。

また、その自治体で初めて採用された弁護士の場合には、自治体内 弁護士としての業務ないし役割を一から開拓していくというやり甲 斐もあります。

詳細については、この冊子の「経験者からのメッセージ」をご覧ください。

Q11

自治体内弁護士の 仕事のやり甲斐は どのようなところに あるのでしょうか?



顧問弁護士との 関係はどのように なるのでしょうか? ▲ 自治体の規模等にもよりますが、庁内の日常的な法律相談を自治体内弁護士が担当した上で、案件に応じて顧問弁護士に相談するという関係が多いようです。また、訴訟については、自治体内弁護士が指定代理人を務めることもありますが、その場合でも、顧問弁護士が訴訟代理人となり、自治体内弁護士はそのバックアップを行うことが多いようです。このように自治体内弁護士が顧問弁護士との窓□・橋渡し役となることにより、顧問弁護士と自治体のコミュニケーションが円滑に行われるというメリットがあります。また、自治体職員にとっても、自治体内弁護士から、案件の内容や見通しについて分かりやすく説明を受けることができるというメリットもあります。

A 日弁連では、自治体内弁護士同士の交流の場として、意見交換会を随時開催しており、自治体内弁護士同士のネットワーク作りをバックアップしています。

詳細については、この冊子の最終頁(日弁連のサポート体制)をご覧ください。

Q13

採用された場合に 自治体内弁護士同士の 交流はあるのでしょうか?



Q14

弁護士登録を 維持するメリットは? A ①弁護士会の人脈・ネットワークの活用、②委員会活動や研修への参加、③弁護士会の図書館の利用等は、自らのスキルアップのみならず、自治体での仕事にも役立ちます。

また、対外的な折衝だけでなく、庁内折衝の場面でも、弁護士の 肩書きが有効な場合があります。

自治体と地元弁護士会との連携を強化するためにも、自治体内 弁護士には、両者を繋ぐ貴重なパイプ役として大きな期待が寄せ られており、弁護士会の中には、自治体内弁護士の弁護士会費を減 免しているところもあります。

↑ ①勤務していた自治体で独立開業した方、②法律事務所に復帰し、自治体の非常勤職員や顧問弁護士として活躍している方、③自治体法務を多く扱う法律事務所に入所した方、④中央省庁の任期付職員として活躍している方、⑤民間企業の組織内弁護士として活躍している方等がいます。

法化社会や地方分権の進展に伴い、地方行政の実務や現場感覚を 身に付けた弁護士に対する需要は、今後益々高まっていくことが予 想されます。また、自治体内弁護士として培った豊富な経験と幅広 い人脈は、その後どのような道を歩もうとも、長い弁護士人生の中 で必ずや大きな財産となる筈です。 Q15

任期が終わった後は どのような道が 考えられるので しょうか?

経験者からのメッセージ





帖佐 直美 会員 (流山市総務部総務課政策法務室長·61期)

流山市における私の主な仕事は、職員から法律相談を受けることや、職員研修の計画・実施ですが、それらを通して職員の政策法務能力を向上させることが求められています。政策法務とは、「法をつくる段階」、「つくられた法を執行する段階」、「執行活動に対して提起された訴訟に対応したり、法の在り方を点検・評価する段階」の3つの段階の全てで、「法」を政策の実現のための道具

として活用することをいいます。そこで、法律相談を通じて職員に法的な問題を解決するプロセスを体験 してもらうこと、職員研修で事例を用いたグループ演習を行い職員に法的な問題について考える経験を重 ねてもらうことに重点を置いて仕事をしています。

市民の要望に応えるために何ができるのかを常に考えている職員とともに市民の要望に応える政策の実現に法的な側面から協力していくことは、司法制度改革の理念にも沿うやりがいのある仕事です。

自己研鑽という意味でも、自治体が扱う分野は幅広いため、職員からの相談も多岐にわたり、様々な法令に触れることになります。また、条例という法を立案する立場から憲法を見る等、見慣れた法律もこれまでとは異なる視点で検討する機会も多々あります。さらに、法律相談や職員研修での事例を用いたグループ演習を通して、市民に一番近い場所で実務を担う職員の現場感覚を知ることができ、それに応える法解釈を探って頭を悩ませることは、私自身の視野を広げるのではないかと考えています。

ぜひ、思い切って自治体に飛び込んでみていただきたいと思います。

野村 裕 会員

(石巻市総務部総務課法制企画官・54期)

特に都市部を中心に、居住する自治体(市町村)への帰属意識が希薄な住民が多数となっていると思いますが、個々に意識されていなくても、自治体は、生活や福祉を下支えする重要な責任と権限を住民から託されています。

そして、いざ大災害となれば、自治体は、望むと望まざると住民の生活再建を目標とした身に余る責任と 権限を与えられ、住民からの期待も何倍にも膨らみます。

東日本大震災で最大の津波被害(死者3,600名、津波による全壊住家2万棟)を受けた石巻市が平時に復する日はまだ遥かに遠く、市職員は、従前の何十年分相当の公共事業を抱え、また、いまも次々と新しい法的課題に直面しています。

不安を抱え、悩みながらも、立ち止まることは許されない市職員の、「いつでも弁護士に相談できることで、業務に安心して打ち込めるようになった」との言葉がそのまま本音であると感じられたとき、この街に来てよかったと心から思いました。

自治体の事務は広範です。コンプライアンス・危機管理分野に取り組んできた弁護士はその専門性が活きることにすぐ気づくでしょうし、人権・福祉分野に取り組んできた弁護士は自治体の中に身を置くことによって実現できる住民の権利も多いと実感するでしょう。加えて、税金・予算、二元代表制、少子高齢化等、わが国の地方自治(それを通じて国政)を俯瞰し、未来を考えながら、法律専門家として具体的な関与ができる数年間の任期付公務員生活は、誰の弁護士人生にあっても意義深い時間になるものと信じます。

とりわけ、復興という明確な課題をもつ被災自治体が、赴任者の意欲を空回りさせることは決してありません。皆さまのチャレンジをお待ちしています!

荻野 泰三 会員

(明石市総務部次長(コンプライアンス担当)兼コンプライアンス担当課長・61期)

私は、大阪市内の法律事務所で約3年間勤務した後、明石市に入庁しました。明石市では総務部に所属しており、市役所の各部署から寄せられる法律相談、コンプライアンス体制の構築、新規施策についての法的側面からの支援、職員研修、不服申立や争訟への対応等を担当しています。

自治体の活動は非常に幅広い分野にわたっているため、各部署から相談を受ける案件の内容は多種多様で、相談件数も多く(年間400~500件程度)、弁護士として貴重な経験を積むことができていると日々実感しています。また、コンプライアンスに関しては、行動指針の策定、不正を予防する体制の構築、不正が発覚した場合の対処などを検討しており、大規模な組織ならではの業務に従事しています。さらに、明石市では犯罪被害者支援施策、子ども施策、権利擁護施策などの先進的な施策推進についても弁護士職員が検討に加わっており、政策決定過程に深く関与できる醍醐味もあります。行政という公の立場を踏まえつつ個々の業務を進めなければならないので悩むことは多いですが、非常にやりがいを感じています。

弁護士にとって自治体内での仕事は馴染みの薄い分野が多いかもしれませんが、地方分権化の流れの中で自己決定・自己責任が求められている各自治体では法務能力の高い人材を求めており、弁護士の専門的な知見を活かせる場はより一層増えてきています。公益性の高い新しい分野に果敢にチャレンジしようという方にはとてもおすすめです!



久保 健二 会員 (福岡市こども緊急支援課長・62期)

私は、平成23年4月から特定任期付職員として福岡市こども総合相談センター(児童相談所)の児童虐待対応課に勤めています。私の主な業務は、対応困難な保護者との面接同席、一時保護への同行、職員からの法律相談対応、職員研修、家庭裁判所への提出書面等の起案などです。

児童虐待対応は当事者からのニーズがないのに強制的に介入することがほ

とんどですので、まず感謝されることはありません。しかも、子どもを一時保護された保護者とは激しい対立関係になることも稀ではありません。そのため、虐待対応の現場では疲弊することも少なくありません。

しかし、ともに虐待対応にあたる職員は、保護者の対応など苦慮することも多い中で、子どもの最善の利益を守るのだという強い信念をもって虐待対応をしており、私は、そんな職員とともに虐待対応をすることで職場の一体感と熱意を持って仕事をすることができます。また、感謝されることはなくても、虐待環境から保護した子どもたちが、里親宅などで、笑顔で生活している姿を見たり、健やかに成長している様子を聞いたりすると苦労することもあったけれども本当に良かったと思い、その後も確信をもって虐待対応に努めることができます。

平成25年には、親が子どもの輸血を伴う手術に反対したため親権停止審判の保全処分をなす事案がありましたが、迅速に家庭裁判所に申立てをなし、無事子どもの生命を救うことができました。このように、子どもの健全な成長に直接貢献できることはこの職の大きなやりがいになっています。

山元 真里 会員

(大阪狭山市総務部庶務グループ課長補佐・61期)

私は平成25年4月から任期付公務員として勤務しています。主には①職員からの法律相談、②条例規則等の制定改廃に係る審査、③行政不服審査等に関する助言・指導、④研修、⑤訴訟案件への対応(顧問弁護士との窓口、指定代理人として)等を行っています。

自治体としての規模はそれほど大きくありませんが、取扱業務は広範囲にわたるため、担当部署の職員から制度の概要や運用実態などを聞き、関係法令、判例等を調査の上検討することもあります。

事務所での業務との大きな違いは、日々市役所では職員と市民・業者の方とやりとりがされるため、まさに行違いが発生し得る現場に身をおいていることで、紛争に直面した職員と随時共に検討するため、緊張感も大きいですが、依頼者と弁護士以上に関係が緊密で解決したときの達成感があります。また、多くの事案は同じ庁舎内で処理されているため、関係者からじつくり事実の聴取ができ、重要な書証・供述を自分で確認することができます。

他に条例規則等の審査や不服申立てに係る書面の作成等に関与することで、自治体として当該業務をど

のように遂行していくべきかを検討する機会にも恵まれます。

私の場合は、全部署、幅広い年齢の方から、専門分野のこと、地域のこと、業務外で育児のこと、家事との 両立の仕方等の話を聞く機会があり、純粋に楽しいです。

特に初めて採用される自治体では、自治体の側も弁護士の側も手探りで不安もあるかもしれませんが、 自ら役割を見出すこともできると思います。

職員の方の負担を法的にサポートし適法で能率的な業務遂行ができる環境作りに関与できることは、大変やりがいがあると感じております。



平林 敬語 会員 (南さつま市総務企画部総務課政策法務官・63期)

私が赴任する鹿児島県南さつま市は人口約3万7000人の比較的規模の小さい自治体です。任期付公務員を採用する自治体では最も人口が少ない自治体の一つかと思います。それゆえ職員とも市民の方とも距離が近く、自分の仕事が直接評価されるだけに良い意味の緊張感があります。

私は総務課に所属し、主として各課の案件について法律家の視点からアド

バイスしたり、時にはチームの一員として直接対応したりすることもあります。対応する分野も租税・環境・ 観光・土木・教育等とても広いですが、本市は高齢化率が約35%(日本の平均は約25%)と高いこともあり、 成年後見等を含めた福祉分野への関与が多いのが特徴です。

自治体内で働く魅力ですが、確かに個人で事件を受任するのと異なり、組織はチームで対応しなければなりませんから、自分の判断が全て組織の決定となるわけではありません。その意味で自由が効かないというのはその通りかもしれませんが、組織を説得し、自分の考えが条例・要綱等を通じて実務に反映されたときというのは「やっていて良かった」と思える瞬間であり、法律事務所ではなかなか味わうことのできない面白さかと思います。また、一緒に仕事をする方々が様々なバックグランドを持っていますから、そうした方々との議論は刺激に満ちており、私も「頑張らねば」と思う日々です。

この分野はまだ取り組む弁護士が少なく、その分赴任する弁護士には責任がありますが、自分の頑張り次第で自分にとっても自治体にとってもプラスになる面があるかと思います。





木下 実 会員

(元富山市企画管理部職員研修所研修教授兼務財務部債権管理対策課主幹·60期)

自治体勤務経験をすることで、弁護士としての職域・業務の拡大に繋がることがメリットであると思います。行政に関する知識や経験を積むことができ、 行政法分野に明るくなります。

また、行政の仕事のやり方を知ることによって、紛争に対する視点が広がります。例えば、市道の不法占拠事例の相談を受けた場合には、道路法、道路交

通法や行政代執行法に関する解釈や類似事例の検討(建設政策課、道路河川管理課)のみならず、近隣住民や町内会との連絡や協力(市民生活相談課、地区センター)、警察との連携(生活安全交通課)など、いくつもの部署と連携し、的確なアドバイスをすることが求められます。法律的な解釈のみならず、住民と行政と裁判所との役割を考えながら仕事をしなければなりません。こういった点は、なかなか法廷弁護士では経験できないことではないかと思います。自治体という大きな組織の中で自分の法務能力を発揮でき、それが住民全体の利益になっていると実感できる時にやりがいを感じます。

さらに、地方都市で自治体勤務弁護士になる場合、弁護士の数が大都市に比べて少ないことから、自治体職員から非常に頼りにされます。特に、自分の出身地の自治体であれば、職員と非常に親しくなり、互いに相談しあえるネットワークができると思います。弁護士業務をする中で、税や福祉に関する問題などがしばしば出てくると思いますが、その際に、自治体職員とのネットワークを活用できることは大きな強みであると思います。

基礎的な法律知識とある程度の実務経験に加え、コミュニケーション能力のある方は、ぜひ自治体勤務 弁護士を検討してみてください。



常谷 麻子 会員 (和歌山市総務部総務課法務専門副主幹·61期)

平成24年9月から、和歌山市役所で勤務しています。

任期前は、札幌の法律事務所でイソ弁をしており、独立等を検討していた時期に募集を知りました。応募動機は、勉強したのに出番がない行政法の知識を活かせること、開業等の前に新しい分野へ挑戦することです。

和歌山市での仕事は、法律相談、条例等のチェック、訴訟案件に関する顧問

弁護士への橋渡し、研修、政策に対する法的助言等であり、標準的なものです。

その他、前例がない分野なので、ある程度自分の自由にさせてもらえる面があります。

準備書面等の作成は、職務上求められていませんでしたが、最近では、自ら希望して起案に関わることがあります。弁護士に依頼しないADRやあっせんの主張書面起案、異議手続での決定書起案もやってみました。

これは市への貢献のほか、自己研鑚の意味もあり、特に顧問弁護士との関わりはOJT的要素もあり、大変勉強になります。

また、平成26年は選択修習で1週間、2名を受け入れることも許可してもらいました。

勤務時間は8時30分から17時15分まで、残業はほぼなし。余暇が多くなり、平成25年にはバイクの免許を取りました。

任期付職員の仕事について、自治体内弁護士に関するシンポジウムのパネリストや、座談会に呼ばれたり、 大学で講師をしたこともありました。面白い体験でした。

任期付職員に要求される能力は一般的な弁護士のものと同様だと感じています。

ある程度個別の行政法規・条例の勉強が必要ですが、例えば条例チェックは契約書チェックと類似しているし、政策への助言も、訴訟の場面を想定して問題点を指摘するという極めて弁護士らしい作業です。要求されるのは法的思考であり、実務修習修了者であれば仮に弁護士経験がなくとも十分に対応できます。

任期終了後にも、経験を活かした選択肢が多くあり、可能性が広がったと思います。



石田美奈子 会員 (南伊勢町総務課行政係·64期)

私は、平成24年4月から任期付職員として三重県度会郡南伊勢町役場総務 課に勤務しています。南伊勢町は、三重県志摩半島の南部に位置し、人口約1 万4千人、みかん栽培と漁業を主要産業とし、伊勢神宮林から続く豊かな森や 温暖な気候など魅力のある町です。

私は、三重県津市の法律事務所に所属していましたが、事務所から、「顧問先の南伊勢町が任期付職員を募集している。事務所も支援するのでやってみませんか。」との勧めを受けました。 行政内部や運営を知ることで将来の活動範囲を広げられること、事務所内に任期付職員として活躍され

た経験を有する弁護士が居り、お話を聞いて魅力を感じたことから、応募を決めました。

主な業務は、役場職員を対象とする法律相談です。職員から、「先生がいてくれてよかった。これからもずっと町にいてほしい。」等の言葉をいただけると、自分の仕事が成果をあげているのだという充実した気持ちになれるとともに、もっと努力を積み重ねて、一層期待に応えたいと気持ちを新たにします。

町の業務は多岐にわたるうえ、すべての課からほぼ毎日相談がきますので、非常に幅広い分野について 法的な知識、経験を積むことができます。条例や規則、要綱等の策定に携わることも多く、新しい事柄に係っ たり、組織として交渉したり問題解決にあたる過程で様々な人や機関と意見を交換することで、自分の視 野が広がっているという充実した思いを抱いております。高齢者の成年後見人も引き受けています。判断 に迷う案件もありますが、事務所の支援を受け、安心して仕事をすることが出来ています。

任期付職員に興味のある方は、ぜひ積極的に挑戦してみてください。間違いなく一般の法律事務所では 得られない貴重な経験を得ることができ、新しい世界が広がると思います。

秋山 一弘 会員

(元町田市総務部法制課法務担当課長・58期)

自治体内で勤務した3年間は、非常に充実した日々を送ることが出来ました。

自治体の業務は、福祉、教育、経済、建設土木、環境、防災、文化、スポーツ、医療、広報など、住民の生活に関わるものすべてです。人事などの内部管理の業務もあります。これらの業務に法律相談を通じて関わることにより、これまで全く知らなかった法令を勉強することができ、考えたこともなかった問題に対応することになったりもするので、毎日がとても刺激的でした。また、公務ですので、世の中のために仕事をしているということでやりがいもありました。弁護士の意見は庁内で大きな影響力があるが故にその責任は非常に重大です。しかし、そのことにも強くやりがいを感じていました。

職員の方々から好意的に受け入れていただいたこともあり、人脈も公私共にこれまでに比べて遥かに広がりました。

任期満了後1年間は非常勤職員として週1日勤務し、その後は顧問弁護士的な立場で町田市と関わっています。自治体業務に関する研修講師の仕事や雑誌等へ寄稿する仕事もするようになりました。他の自治体の第三者委員の仕事もしています。自治体での勤務前の仕事に自治体法務という新たな分野の仕事が加わったという形です。弁護士としての実務経験は自治体内での仕事に役に立ちましたが、任期満了後は自治体での経験がそのまま弁護士実務にも役立っています。

弁護士としての可能性を広げられる仕事ですので、一人でも多くの弁護士に自治体での任期付職員としての仕事を考えていただければと思います。





日弁連のサポート体制

日弁連では、自治体内で活躍する弁護士を様々な形で サポートしています。 是非ともご活用ください。

・ひまわり求人求職ナビ

ひまわり求人求職ナビ(URL:https://www.bengoshikai.jp/kyujin/link.php)に、自治体からの求人情報を掲載しています。

・任期付公務員等キャリア・マガジン

日弁連が発行する「任期付公務員等キャリア・マガジン」(メールマガジン)に登録いただくと、自治体等からの最新の求人情報のほか、各種シンポジウム、経験者によるセミナーや懇談会、募集自治体による採用説明会等の有用な情報が確実に入手できます。登録方法は、日弁連ホームページの会員専用ページ HOME》出版物・報告書》FAXニュース・メルマガ 》任期付公務員等キャリア・マガジン からお申し込みください。

なお、このキャリア・マガジンでお知らせするアンケートにご回答いただいた方には、より 詳細な求人情報をご案内できる場合があります。

・自治体内弁護士によるセミナー等

自治体内弁護士によるセミナーや懇談会を随時開催しており、自治体内弁護士の生の声を聞くことができます。

・自治体による採用説明会

弁護士を募集している自治体による採用説明会も随時開催しており、首長や担当者から直接話を聞くことができます。

・相談窓口(アドバイザーの紹介)

自治体内弁護士に関する質問にお答えするため相談窓口を設けています。また、現役の自 治体内弁護士やその経験者から個別に話が聞きたいという方には、アドバイザーとしてご紹 介することもできますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

全国規模の研修/意見交換会

全国の自治体内弁護士(OBを含む)やその内定者を対象に、例年、研修兼意見交換会を開催しています。最新の自治体法務に関する情報を入手するとともに、全国の自治体内弁護士と交流を深める貴重な機会となっています。

・地域ごとの情報交換会等

このほか、地域の自治体内弁護士と交流を深め、自治体内弁護士同士のネットワーク作りをサポートするため、各地で自治体内弁護士による情報交換会等を開催しています。

·自治体内弁護士等任用支援事務所

応募又は採用が内定した弁護士及び任用後の弁護士の支援を行う「自治体内弁護士等任用 支援事務所」の制度運用を開始するなど、弁護士が応募しやすい環境を整備しています。任 用支援事務所として登録されている事務所情報等は日弁連ホームページに掲載(「任用支援 事務所」で検索)していますので、ご覧ください。



お問合せ先

日本弁護士連合会業務部業務第三課

電話: 03 - 3580 - 9963FAX: 03 - 3580 - 9888

弁護士を自治体職員として

より身近に活用してみませんか



日弁連は

自治体が任期付職員等として

弁護士を採用することをサポートします

自治体を取り巻く環境の変化と弁護士の職員採用の動き

近年,多様化・複雑化する住民ニーズに対応して 自治体における行政需要は拡大の一途をたどっており.

これに伴って,行政活動の様々な分野で,行政法以外の法分野も含めて幅広い視点からの法的検討を踏まえた対応に迫られています。

とりわけ、地方分権という時代の大きな流れの中で、多くの自治体では、

既存の法令との整合性を重視する従来型の法務だけでなく,

地域の実情に応じた独自の政策の実現や公共的課題の解決に当たり.

立法, 法執行, 争訟の各場面において法を能動的に活用していくいわゆる「政策法務」への転換が必要となり.

そのための新たな組織体制の構築と高い法務能力を備えた

人材の育成・確保が急務となっています。

このような中で、弁護士を外部の専門家として

これまで以上に積極的に活用するとともに,

弁護士を任期付職員等として採用し,

より身近に活用しようとする自治体が増加しています。



弁護士を職員として採用するメリット

(1) 地域の実情に応じた独自の政策実現をサポート

地域の実情に応じた独自の政策を実現するためには、従来からの国の通達等に依存するだけではなく、自主的な法の解釈を行うことが必要な場面が出てきます。弁護士が職員として身近にいれば、独自政策の企画・立案・実行・運用の各場面において、法の専門家としての知識・経験を有効に活用することにより、行政運営の幅を広げることができます。

(2) 日常業務の中で気軽に相談 ~職員の方も自信をもった対応が可能

また、自治体の各局部課において、法的観点からの迅速な検討と対応が必要となる場面が今後益々増えることが予想されます。弁護士が職員として身近にいれば、ちょっとした疑問でも日常業務の中で気軽に相談することができるため、職員の方々が問題を抱え込むことなく自信をもった対応をすることができます。また、紛争に至る前にあるいはその初期段階で問題を的確に把握し解決することが期待できます。

(3) 職員全体の法務能力の向上をサポート

弁護士である職員が、職員向けの研修講師等を担当したり、日常業務の中で様々な課題を他の職員の方々と共に検討し、解決していくことを通じて、職員の方々に法的なものの考え方が浸透し、法的問題を発見・検討する能力を向上させることが期待できます。

(4) 外部弁護士との連携

顧問弁護士をはじめとする外部の弁護士への相談・委嘱が必要となる場面でも、予め必要な情報や課題を的確に整理・把握しておくことにより、より有効に外部の弁護士を活用することできます。弁護士が職員として自治体内にいることで、外部の弁護士と連携し、その橋渡し役を務めることができます。

自治体における 弁護士の職員採用の状況

●別紙を御参照ください。



採用された弁護士の業務内容例

自治体の職員として活躍する弁護士の具体的な職務内容は、各団体の規模や直面する課題に応じて、次のとおり多岐にわたっています。

- 原課*からの日常的な法律相談への迅速な対応
- 条例、規則等の例規業務
- コンプライアンスの実現のための諸施策
- ●職員研修
- 行政訴訟や民事訴訟等の訟務、行政不服審査業務
- ●公立学校や病院等における事故や苦情への対応
- 行政対象暴力や不当要求行為への対応
- 自治体の公債権・私債権等の未収債権の管理・回収
- ●児童虐待の防止に向けた取組の強化
- ●東日本大震災からの復旧・復興事業に係る対応

※特定の案件を担当する課のこと



採用実績のある 自治体の 吉

市民のニーズに 的確に応えるために ~政策法務能力の向上への取組~

流山市長 井崎 義治

近年、法令遵守に関する市民の意識が高まり、 市に法的根拠の説明を求める市民が増えています。 また、地域の実情に即した独自の政策を実現する ことも求められています。

これら市民の疑問や要望に的確に対応し説明 責任を果たすためには、法律上の根拠に基づく明確な説明をする能力が職員に必要となります。一 人ひとりの職員が、行政にできること、できないことを的確に判断し、法律上の根拠に基づく明確な説明ができれば、法的な紛争を回避することも可能です。

このような状況から、政策法務の強化を図ることが必要と考え、平成23年4月から総務部に「政策法務室」を設置し、採用した弁護士に室長とし

て活躍していただいています。

採用した弁護士には、特に職員の政策法務能力の向上への尽力を期待しています。政策法務室の主な所掌事務は、職員からの法律相談への対応と、職員に対する政策法務研修の実施です。

法律相談では、担当課の職員は、事前に自ら考えた上で相談し、政策法務室と協力して調べ、考え、法的な問題を解決するプロセスを体験することで、法的センスや思考能力を身につけることができます。

また、政策法務研修を行うに当たっては、各課で1名以上の政策法務担当者が選出されています。この政策法務担当者を研修の対象者とすることで、各課で政策法務を意識して仕事をするという環境にしたいと考えたためです。今後は、より組織的、計画的、体系的な研修を継続的に実施する予定です。こうした一連の動きは、「各課で政策法務を意識して仕事をする。」という職場風土の醸成に大きく寄与するものと考えています。

採用形態

弁護士を職員として採用する形態には次のようなものがありますが、その多くは①の「特定任期付職員」としての採用によるものです。

- 任期付職員*として採用(別途条例が必要)
- 2 一般の競争試験又は選考による常勤職員として採用
- 3 非常勤職員として採用
 - ※「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく 「特定任期付職員」、「一般任期付職員」又は「任期付短時間勤務職員」

任期付職員としての給与

任期付職員の給与体系については各自治体ごとに条例で定められることとなりますが、弁護士を特定任期付職員として採用する場合、年収ベースで概ね800万円程度となっているケースが多いようです。

なお、東日本大震災の被災自治体が復旧・復興事業に対応するため弁護士等を任期付職員等として採用した場合の経費については、その全額が特別交付税により措置されます (平成24年2月24日付け総行公第15号総務省自治行政局公務員部長通達「東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」)。

採用実績のある 自治体の 声

法に強い職員は 市政の原動力

大阪狭山市長 古川照人

本市では、平成25年4月から任期付職員として 弁護士を法制担当部署に配属しています。主に、 条例等の制定改廃への指導助言をはじめ、法令 解釈などに従事する職員の育成、施策の法的妥当 性・適合性の検証、法令遵守意識の高揚などに携 わっていただいています。具体的には各部署から の法律相談に応じたり、法務やコンプライアンス 向上の職員研修を企画・実施する中で、職員の意 識改革がゆっくりとではありますが進んでいます。

弁護士を迎えて以降、身近な相談相手として 基本的なことでも気軽に聞ける、問題発生から対応・解決までがスピードアップした、日頃気になっていた法的な問題点が解け、スムーズに日常業務 を処理できるようになった、どんな問題でも事実 関係をきっちり押さえ筋道立てて解決への選択肢 を具体的に提示するという弁護士の対応に、職員 も法的な問題意識をもって考えようとする態度が 育まれるなど、好ましい状況がうかがえます。

平成26年の日本創成会議の人口推計によれば、本市も人口減少が見込まれている中、いかにして若い世代に移り住んでいただき、定住していただくか、そのためにはいかに市の「都市魅力」「定住魅力」を高めることができるかが今後のまちづくりの鍵になります。

多様な行政需要に対応しつつも,前例にとらわれず,本市の実情に合ったオリジナルな施策を展開していくうえで,法務能力を含め,意欲と能力のある職員はこれからの市政を進める原動力となります。このような人材と組織の充実強化に貢献していただける弁護士に大いに期待しています。

採用実績のある 自治体の 声

法務力の高い組織づくりへ

町田市長 石阪 丈一

町田市では、任期付職員として弁護士の採用を 開始してから今年で6年目を迎え、現在3代目の弁 護士が活躍中です。

公募による弁護士採用を開始した当時は、未だ 基礎自治体においての前例がない状況でした。それでも弁護士を採用したいと考えたのは、地方分権一括法の施行以来、自治体が自ら政策を企画・立案・決定し、その結果責任も自ら負う機会が増えたことにより、職員の法務能力の向上が喫緊の課題であったからです。組織内部に法律の専門家である弁護士を配置することで、職員の意識改革を促し、その課題解決につながるのではないかと 考えたのです。

実際に採用してみると、弁護士の活躍の場は想 定していた以上に多く, 行政法律相談や裁判への 対応のほか,不服申立てへの対応,法務研修の実 施,不当要求対応,選挙の際の効力判定など多岐 にわたっています。また、 職員が普段から弁護士 の法的思考に触れることができるようになり、意 識改革の面でも期待していた以上の効果が現れ ています。以前は、問題が起こってからの相談が多 かったのですが、弁護士採用後は、予防的観点か らの相談が増えています。これも、リスク管理能力 に長けた弁護士の思考方法を一般職員も感じら れるようになってきたからではないでしょうか。こ うした日頃からの適切なリスク管理が組織として 可能となったことで, 政策判断能力も大きく向上 していると実感しています。今では任期付職員の 弁護士は本市の業務に欠かせない存在です。

採用実績のある 自治体の 声

震災復興の課題解決 に力を発揮

石巻市長 亀山 紘

本市は, 平成23年3月11日の東日本大震災により, 死者, 行方不明者合計3,600名もの方々が犠牲になり, 33,000戸の住家が全半壊するという, 甚大な被害を受けました。

震災後,市民の住まいの再建に向けた事業だけでも災害公営住宅の整備,防災集団移転促進事業,土地区画整理事業などの大きな事業があり,用地買収や契約関係の法的処理が大きな課題となりました。その他,各部署,各担当者が初めて経験する事務を大量に処理する中,それぞれに法的課題を抱えていました。

そのような折,日本弁護士連合会から,弁護士を任期付公務員として採用するニーズはないかと

の打診を受けました。この時宜にかなった申出に、 私は、即座に受入れを決定しました。

平成25年5月に採用が実現して、法的判断に 迷ったら直ちに職員である弁護士に相談できるようになりました。法的な裏付けをもって、円滑に、 各職員が安心感を持って事務を行える態勢が整い、 現場では採用後間もない時期から効果が感じられたと聞いています。

また,復興支援を受けている被災自治体として, 市民や国民に対して説明責任を的確に果たしてい く上でも,弁護士による専門的な検討,見解が大いに役立っています。

本市は、震災復興という具体的な課題を前に、 弁護士を即戦力として採用した意味合いも強いですが、加えて、職員の法務能力の向上に資することはもちろん、弁護士会との連携強化といった効果にも期待しており、今後も、弁護士職員の採用を継続したいと考えているところです。

採用実績のある 自治体の 声

児童虐待対応への 専門性の強化

福岡市こども総合相談センター所長 藤林 武史

全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、統計開始以降、毎年増加の一途をたどっています。また、児童虐待で死亡する子どもも減少する傾向になく、毎年約100人の子どもが亡くなっており、児童虐待は現代社会が抱える重大な社会問題と言えます。児童虐待への対応も、平成12年の児童虐待防止法の制定以来、数度の改正を経て、子どもを守る仕組みが強化されてきました。それは、中心的な対応機関である児童相談所へ権限を集中し強化するものです。それだけに、子どもを守るために迅速・的確に対応する児童相談所の責任は極めて重大です。

それは、子どもの保護からその後の親との話し合い、親権者の意に反した施設措置や里親委託、面会交流の制限など、法に基づき、証拠と事実認定による法的対応が中心的なものです。それだけに弁護士によるリーガルサポートは不可欠であり

ます。それも、突発的な事案はもちろん、継続的な 事案への対応においても、常勤による弁護士から サポートを得ることが必要ではないでしょうか。

福岡市での弁護士の常勤配置以降,私達は大きな力を得ました。支援困難な親への対応は,法的枠組みをしっかり提示することが重要で,弁護士による法的説明は,行政職員の説明とは受け止め方が大きく違い,その後の対応が違ってきます。家庭裁判所の承認による施設措置や里親委託の申立ては,迅速になり大幅に増えました。例えば,児童福祉司と弁護士が迅速に協働することで,虐待通告の翌日には親権停止の申立てをなし,その翌日には保全処分がなされた事例などがあります。また,福岡市として初めて親権喪失請求も行いました。

何よりも、私達職員自身が、親権よりも子の利益が優先するというセンスや事実認定に対するセンスを身につけつつあることが大きな成果ではないかと思います。職権保護後、親にも弁護士が代理人になる事例も増えており、今後児童相談所には、弁護士が常駐することが不可欠ではないかと考えています。



日弁連のサポート体制

日本弁護士連合会では、自治体における弁護士の職員採用を様々な形でサポートしています。 是非とも御活用ください。

ひまわり求人求職ナビ

日弁連HP上の弁護士・修習生求人求職システム「ひまわり求人求職ナビ」で、経験弁護士や司法修習生に対する求人情報を掲載し、採用活動をより効率的に行うことができます。

また、これに掲載された求人情報については、速やかに、メールマガジン、地元弁護士会への協力依頼、個別の案内などを通じて関心のある弁護士に周知しています。既に多くの自治体の採用において御活用いただいています。詳しくは日弁連HP(https://www.bengoshikai.jp/kyujin/pdf/flyer_jichitai.pdf)を御覧ください。

採用説明会の開催

採用活動に際し弁護士向けの採用説明会等の開催を希望される場合には、可能な限り日弁連にて対応させていただいています。

有為な人材をより確実に採用するための方策として、既に、町田市、 銚子市、阿南市、明石市などの自治体で有効に御活用いただいています。

採用・募集に関する相談窓口

募集開始から採用予定日までの期間,採用の条件(任期,給与,弁護士としての経験年数等)によっては、応募する弁護士の数等に影響する可能性があるため、事前相談を随時受け付け、様々な情報を御提供しています。 弁護士の採用・募集を御検討の担当者の方におかれましては、日弁連の下記問い合わせ先までお気軽に御相談ください。

シンポジウム等の開催

日弁連では、自治体における弁護士の活用等をテーマとした自治体との意見交換会やシンポジウム等を全国各地で随時開催しており、数多くの自治体の皆様に御参加いただいています。

自治体内弁護士等任用支援事務所

平成27年5月から、自治体の職員募集に応募又は採用が内定した弁護士及び 自治体職員としての任期を終了した弁護士の支援を行う自治体内弁護士等任用支援事務所の制度運用を開始するなど、弁護士が応募しやすい環境を整備しています。

日弁連HPでの情報掲載

日弁連HP(http://www.nichibenren.or.jp/) において、自治体の 職員として活躍する弁護士を含むいわゆる組織内弁護士に関する資料、 統計データ、参考文献等を多数掲載しています。是非御参照ください。

【上記に関するお問い合わせ先】

JFBA- 日本弁護士連合会

地方公共団体の皆様へ

地方公共団体における 弁護士採用 &人

$_{0}\,0\,1\,$ 採用された弁護士はどのような業務を担当していますか?

職員向けの行政法律相談、訴訟、行政不服審査、条例規則等の法制執務、研修講師等の人材育成、 債権管理回収、コンプライアンスの施策立案、議会対応、住民への直接対応(クレーマー対応を含 む)、選挙事務などの業務を担当している弁護士が多いようです。

地方公共団体の業務は全て法令に基づいて行われるものですので、列挙した業務以外にも地域の実情に応じた独自政策の企画・立案などの業務を担当させることも有益です。

なお、弁護士が担当している業務の範囲については、地方公共団体の採用目的等により違いが みられます。

02 法務の部署以外でも勤務している弁護士はいますか?

比較的組織規模が大きい地方公共団体、例えば福岡市では「こども総合相談センター」(児童相談所)に、東京都では「労働委員会事務局」に、神奈川県では「教育委員会」に、大阪市では「監査部」に、和歌山県では「子ども・女性・障害者センター」にというように、法務の部門以外でも採用されている傾向があります(2014年7月現在。)。

また、岩手県山田町では、用地課に配属されています。

Q **03** 顧問弁護士との関係はどのようにしたら良いでしょうか?

任期付職員(任期付短時間勤務職員を除く)は常時庁内にいるので、行政の内部情報に通じ、迅速な対応が可能という点での強みがあります。他方、顧問弁護士は行政関係法令の知識や経験の豊富さという点での強みがあります。両者の強みを融合し、お互いに補完しあうこと、すなわち二人三脚のような関係で連携をしていくことにより、より良い効果が生まれます。

弁護士を任期付職員として採用した地方公共団体のほとんどは、採用後も従前と同様に顧問弁護士契約を継続しています。セカンドオピニオンを要する案件や重要な訴訟案件については、顧問弁護士に期待される役割は依然として大きいものがあるためです。このようなケースでは、任期付職員として採用した弁護士が、顧問弁護士との橋渡し役となり、原課に対しより適切な対応を助言することや、地方公共団体の立場に立った考えや事実経過を顧問弁護士に伝えることで、顧問弁護士との有機的な連携を図るという役割を担っています。

$_{ m Q}$ 04 $_{ m -}$ $_{ m H}$ $_{ m H}$

弁護士は法務能力のみならず、事務処理能力にも優れた面があります。一般職員と同様の 業務に従事させても問題なく対応できるでしょう。実際に、所属部署の庶務や他部署の業務 を手伝っている任期付職員もいます。

任期付職員も、一般職員と同様の職務に従事させることによって組織になじみやすくなり、 それが本来の業務にも良い影響を与えることにつながります。

0.05

応募資格としてはどのようなものが考えられますか?

司法試験合格後の司法研修所での修習を終了していることの他に、弁護士としての実務経験年 数や年齢を応募資格とすることが考えられます。

弁護士としての実務経験を応募資格にしているケースの中では、「1年以上」、「2年以上」、「3 年以上」というように一定期間の実務経験を求めている例が大半を占めていますが、あえて実務 経験年数を応募資格として明記せずに、選考段階でこれを考慮しているケースも見受けられます。

応募資格としてどの程度の実務経験を求めるべきかについては、就任予定の役職や既採用の弁 護士の有無等にもよりますが、できるだけ応募者を増やして競争性を高め、より適切な人材を採 用するという観点からも検討する必要があるでしょう。

また、応募資格としてあまり長い実務経験年数を設定すると、複数の応募者を確保することが 困難となり、場合によっては応募がない可能性もありますので、注意が必要です。

実際に採用された弁護士の実務経験年数や年齢は

実際に採用されている弁護士の実務経験年数は、3年~5年が多いようです。その年数の実務 経験があれば、弁護士としての実務を一通り経験していると考えてよろしいかと思います。

他に、10年以上の実務経験をもって地方公共団体で勤務している弁護士もいますし、実務経 験なく勤務した弁護士もいます。

年齢については、これまでの採用状況からしますと、30歳台の弁護士が多い傾向にあります。

o 07

任期は何年とすることが多いでしょうか?

任期は「2年」または「3年」とする場合が多くみられます。その場合、任期を更新していることも多くみられます。一方、採用当初から任期を5年としている例もあります。ただし、任期が長くなると、それだけ弁護士業務から長く離れることになりますので、応募を考える弁護士が少なくなってしまう可能性があります。

008

どのような役職に就任することが多いでしょうか?

管理職(主にスタッフ管理職)としての採用が最も多い状況です。その場合、2つの役職を兼務している例もあります。

また、係長の立場での採用も一定数あります。

役職名としては「法務担当課長」が最も多く用いられていますが、その他では「法務専門監」、 「室長」、「法制企画官」、「研修教授」などもあります。

o 09

給与の設定はどうしたら良いでしょうか?

給与額は地域手当の額によって多少のばらつきが生じていますが、平均給与額は800万円前後で推移しているようです。

給与の号級としては、「一般職の任期付職員の採用及び給与に関する条例」等における4号級が一番多く、次いで3号級が多い状況にあります。中には、5号級としている地方公共団体もあります。

o 10

任期中に弁護士登録を維持することで 地方公共団体にはどのようなメリットがあるでしょうか?

弁護士会は、公法研究、民事介入暴力、障がい者問題、高齢者問題、DV問題、消費者問題など、 地方公共団体の業務に関連する分野にも幅広く取り組んでおり、それらに対応する各種委員会が 設置されており、また、研修も開催されています。弁護士登録を維持することにより、それらの 活動等への参加が可能となるため、そこでの情報入手や弁護士との交流を深めることは任期付職 員としての業務にも役立つことになります。地方公共団体にとっても大いにメリットがあります。

また、日弁連実施の地方公共団体向けアンケート調査によると、弁護士登録があれば「庁内での職員向け法律相談に対する信頼度が違う」という回答をいただいています。県や国その他外部の団体との対外折衝や住民対応(クレーマー対応など)の場面でも、弁護士登録があると効果的であるという声をいただいています。

011

弁護士登録を維持することは 職務専念義務との関係では問題がないでしょうか?

弁護士登録を維持していても、弁護士としての事件処理などを行わなければ、職務専念義務や 兼業禁止に抵触することはないので問題ありません。

また、有給休暇の利用等により委員会活動などの公益活動を行うことは可能ですし、同様の方法により研修への参加もできます。地方公共団体にとっても有益な研修であれば業務として参加させるということも検討してみてはいかがでしょうか。

Q 12 弁護士を複数採用している地方公共団体はありますか?

任期付職員として弁護士を複数採用している地方公共団体は、大阪市、兵庫県明石市(各3名)、東京都総務局、東京都労働委員会事務局、福岡市、愛知県豊田市(各2名)となっています(2014年7月現在。)。

弁護士に期待する業務内容やその量との関係で採用人数も決まるものと思いますが、法令の解釈・適用の場面では、弁護士同士で意見交換が出来たほうがより精度が高まり、適切なリスク管理につながるというメリットがあります。

$_{ m Q}$ 13 常勤職員としてではなく非常勤職員(地方公務員法3条3項3号)として採用することはどうでしょうか?

担当業務の内容にもよりますが、業務内容を限定して、常勤でなくても対応可能な業務(例えば債権管理)の担当ということであれば、弁護士を非常勤職員として採用することは有用です。 勤務日数が少なければ(例えば週2日)、勤務日以外はこれまでと同じ弁護士業務を行えますので、 弁護士も応募をしやすくなります。

また、非常勤職員等として弁護士を採用してみることは、常勤の任期付職員としての採用を検討するにあたって参考にもなります。東京都国立市では、弁護士を非常勤職員として採用した後に、常勤の任期付職員を公募により採用しました。

Q \mathbf{I} $\mathbf{4}$ 任期付短時間勤務職員として採用することはどうでしょうか?

任期付短時間勤務職員として採用することについては、基本的には非常勤職員としての採用と 同様のことが言えるかと思います。

しかし、非常勤職員の場合とは違って、任期付短時間勤務職員の場合には、公権力を行使できる(例えば、徴税吏員になれる)というメリットがあります。大阪府池田市の債権回収センターや 大阪府富田林市の納税課では、弁護士が任期付短時間勤務職員として採用されています。

015 募集はどのような方法で周知すれば良いでしょうか?

多くの地方公共団体が、採用にあたり、日弁連のマッチングシステム『ひまわり求人求職ナビ』を利用していただいています。また、地元弁護士会のHPへの掲載やチラシ等の配布も有用です。その他、より詳細に公募情報を説明し、弁護士に直接PRするために、日弁連や地元弁護士会において採用説明会を開催するという方法もあります。

Q 16 採用説明会では募集要項の説明以外に どのような説明をするのが良いでしょうか?

実際に開催された採用説明会では、地方公共団体の熱い思いを語っていただいたり、地域の特色などを映像でPRしていただいたりしています。また、質疑応答の機会もありますので、地方公共団体としても弁護士の考えや関心事について直接聞くことが出来るので、大変良い機会となると思います。

公募情報の公開時期と募集開始時期とはある程度時間を空けた方が良いでしょうか?また、募集期間はどれくらい設けるのが適当でしょうか?

公募情報の公開時期と募集開始時期の間隔を空けたほうが良いかどうかは募集期間の長さにもよりますが、公募情報の公開時期を出来る限り早くしていただくと、弁護士が応募を検討する時間も増え、現在抱えている業務の整理・対応もしやすくなりますので、応募を考える弁護士が増えることにつながるでしょう。

一般的な法律事務所、弁護士の事情を考えると、公募情報の公開時期は採用予定時期の少なくとも半年前、募集期間は1か月~2か月、内定から採用までは少なくとも3か月というスケジュールで考えていただければ良いのではないかと思います。

$_{Q}$ 18 採用時期を当初の予定より遅らせるなど内定者の都合に合わせて 柔軟対応できるようにした方が良いでしょうか?

内定者の事情を聞いて、場合によっては採用時期を遅らせる余地を設けておけば、内定辞退の 危険性を回避することにもつながりますし、応募を考える弁護士が増えることにもつながると思 います。

$_{Q}$ 19 募集をしたけれども応募がなく採用できなかった例はありますか? 補欠合格を設けたほうが良いでしょうか?

残念ながら応募がなく採用できなかった例はあります。また、内定辞退により採用に至らなかったという例もあります。

このように採用に至らなかった例については、その原因・理由・対策などを日弁連で分析しておりますので、事前に日弁連にご相談いただければと思います。

また、補欠合格は内定辞退者が出る可能性があることを考えると設けておくことが良いと思います。

$_{ m Q}\,20\,$ どのような選考方法が取られていることが多いでしょうか? 面接はどれくらいの時間をとれば良いでしょうか?

多くの地方公共団体が、書類選考と面接試験を実施し、採用を決定しているようです。面接の時間は30分程度としているところが多く、顧問弁護士も面接官の1人としている地方公共団体もあります。

$_{ m Q}21$ $_{ m A護士$ はどのような理由で応募してくるのでしょうか?

多くの弁護士が、「①地方行政への興味」、「②公益の実現」、「③法曹としての幅・視野を広げるため」、「④専門性を得るため」、「⑤新しい分野への挑戦」などの積極的な理由で地方公共団体に応募しています。

Q22 応募する弁護士は行政分野の事件を経験している方が 多いのでしょうか?

採用されている弁護士の多くが行政分野の業務にほとんど携わったことがないという状況にあります。

しかし、弁護士は、法律についての基本的な考え方を理解しており、事実認定、証拠の収集・評価、 法律の適用・解釈についても十分なトレーニングを積んでいて、それらのスキルを活かして業務 に取り組んでいますので、行政分野の事件の経験がなくても十分な活躍が期待できます。

また、地方公共団体での業務においては、特に民法の知識を必要とする場面が多く、その他様々な法律が問題に絡んできますので、実務経験での業務内容の幅広さが重要なポイントになると思います。

Q23 採用にあたっては弁護士としての能力以外にはどのような点を 重視したら良いでしょうか?

これまでに弁護士を採用した地方公共団体では、コミュニケーション能力、勤務するにあたっての意欲・積極性などが重視されています。

また、地元弁護士会との連携を考える場合には、採用にあたり弁護士会での活動状況、その内容などを重視することも良いかと思います。地方公共団体との連携活動を実践し、経験している弁護士であれば、行政実務に対する理解度も高いと思われます。

Q 24

弁護士を採用した場合の効果を教えてください。

弁護士を職員として採用した多くの地方公共団体から、次のような声をいただいています。

- ① 職員が問題を抱え込むことなく自信と安心感をもって業務に取り組むことができる。
- ② これまで気づかなかった多くの法的問題が、職員として常駐する弁護士への日常的な法律相談を通じて顕在化し、リスク管理や紛争予防につながる。
- ③ 職員向け研修のみならず、日常業務の中で様々な課題を他の職員と一緒に検討・解決することを通じて、職員に法的思考やセンスが浸透し、法的問題を幅広い視点から自ら発見・検討する能力が向上する。
- ④ 顧問弁護士との連携や役割分担を通じて、これまで以上に顧問弁護士を有効活用できる。
- ⑤ 政策の企画・立案・実行・運用の各場面において、行政運営の幅が広がる。

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①② (2016年10月1日現在 日弁連調べ)

	地方公共団体名	所属部署	人数(人)/うち任期付き ※注③	
1	弘前市(青森県)	経営戦略部	1	1
2	岩手県	総務部法務学事課	1	1
3	宮古市(岩手県)	総務部総務課	1	1
4	花巻市(岩手県)	総合政策部総務課	1	1
5	山田町(岩手県)	建設課	1	1
6	宮城県	総務部私学文書課	1	1
7	石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
8	気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
9	東松島市(宮城県)	総務部総務課	1	1
10	福島県	総務部文書法務課	1	1
11	郡山市(福島県)	総務部総務課	1	1
12	相馬市(福島県)	企画政策部	1	1
13	南相馬市(福島県)	復興企画部原子力損害対策課	1	1
14	浪江町(福島県)	総務部総務課	1	1
15	つくば市(茨城県)	市長公室	1	1
16	栃木市(栃木県)	総務部総務課	1	1
17	小山市(栃木県)	総務部行政経営課	1	1
18	沼田市(群馬県)	総務部総務課	1	0
19	さいたま市(埼玉県)	総務局総務部法務・コンプライアンス課	1	1
20	川越市(埼玉県)	総務部総務課	1	1
21	所沢市(埼玉県)	総務部文書行政課	1	1
22	草加市(埼玉県)	総務部	1	1
23	千葉県	総務部政策法務課	4	2
24	船橋市(千葉県)	総務部法務課	1	1
25	市原市(千葉県)	総務部総務課	1	1
	流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
27	東京都	総務局	6	2
		産業労働局	1	0
		労働委員会事務局	3	2
			10	4
28	特別区人事・厚生事務組合(東京23区)	法務部	4	2
29	文京区(東京都)	総務部総務課	1	0
_	大田区(東京都)	総務部	1	1
_	板橋区(東京都)	総務部	1	1
_	葛飾区(東京都)	総務部	1	1
_	青梅市(東京都)	総務部	1	1
	調布市(東京都)	総務部法制課	1	1
-	町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
_	国分寺市(東京都)	政策部政策法務課	2	2
	国立市(東京都)	政策経営部収納課兼行政管理部情報管理課	1	1
	多摩市(東京都)	総務部	1	1
_	西東京市(東京都)	総務部総務法規課	1	1
_	神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	1	1
_	横須賀市(神奈川県)	総務部行政管理課	1	1
_	平塚市(神奈川県)	行政総務課	1	1
_	茅ヶ崎市(神奈川県)	総務部文書法務課	1	1
_	逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
_	厚木市(神奈川県)	教育委員会教育総務部教育総務課	1	1
-	新潟県	教育安員去教育総例即教育総例誌 総務管理部法務文書課	1	1
_	新潟市(新潟県)			
٦,		終終部法制理		
_		総務部法制課 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1	1
48	富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課	1	1
48 49	富山市(富山県) 長野県	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室	1 1 1	1 1 0
48 49 50	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課	1 1 1 1	1 0 1
48 49 50 51	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課	1 1 1 1	1 1 0 1
48 49 50 51	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所	1 1 1 1 1	1 1 0 1 1
48 49 50 51	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所	1 1 1 1 1 1	1 1 0 1 1 1
48 49 50 51 52	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所	1 1 1 1 1 1 1 1	1 0 1 1 1 1 2
48 49 50 51 52	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 岡崎市(愛知県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合 計 総務部総務文書課	1 1 1 1 1 1 1 2	1 0 1 1 1 1 2
48 49 50 51 52 53 54	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 岡崎市(愛知県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課	1 1 1 1 1 1 1 2 1	1 1 0 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1
48 49 50 51 52 53 54 55	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 岡崎市(愛知県) 春日井市(愛知県) 豊田市(愛知県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課	1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2	1 1 0 0 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 2 1 1 2 2
48 49 50 51 52 53 54 55 56	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 岡崎市(愛知県) 春日井市(愛知県) 豊田市(愛知県) 三重県	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課	1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2	1 1 0 0 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 2 1 1 1 2 1
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 岡崎市(愛知県) 春日井市(愛知県) 豊田市(愛知県) 三重県 四日市市(三重県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課 総務部法務課	1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 1	1 1 0 0 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 岡崎市(愛知県) 春日井市(愛知県) 豊田市(愛知県) 三重県 四日市市(三重県) 松阪市(三重県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課 総務部法務課 総務部総務課 総務部法務決書課	1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 1 2	1 1 0 0 1 1 1 1 2 2 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 岡崎市(愛知県) 春日井市(愛知県) 豊田市(愛知県) 三重県 四日市市(三重県) 松阪市(三重県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課 総務部法務課 総務部法務決書課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課	1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1	1
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 岡崎市(愛知県) 豊田市(愛知県) 豊田市(愛知県) 三重県 四日市市(三重県) 松阪市(三重県) 名張市(三重県) 多気町(三重県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合 計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課 総務部法務課 総務部法務課 総務部総務課 総務部に務外書課 総務部に務外書課 総務部に表別する。	1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 春日井市(愛知県) 豊田市(愛知県) 豊田市(愛知県) 三重県 四日市市(三重県) 松阪市(三重県) 名張市(三重県) 南伊勢町(三重県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合 計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課 総務部法務課 総務部法務文書課 総務部総務課 総務部後務課 総務部総務課 総務部後務課 総務部後務課 総務部後務課 総務部総務課 総務部後務課 総務部後務課 総務部後務課 総務部後務課 総務部後務課	1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 岡崎市(愛知県) 豊田市(愛知県) 豊田市(愛知県) 三重県 四日市市(三重県) 松阪市(三重県) 名張市(三重県) 多気町(三重県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課 総務部法務課 総務部法務文書課 総務部に務外書課 総務部に務外書課 総務部に表別業 総務部に表別業 総務部に表別業 総務部に表別ま 総務部に表別を 総務部に表別ま 総務部に表別ま 総務部に表別ま 総務部に表別ま 総務部に表別ま 総務部に表別ま 総務部に表別を 総務部に表別ま 総務部に表別を 総務部に表別ま 総務部に表別ま 総務部に表別ま 総務部に表別を 総務語に表別を 総務語に表別を 総務語に表別を 総務語に表別を 総務語に表別を 総務語に表別を 総務語に表別を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を 総務語を と、 と、 と、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 春日井市(愛知県) 豊田市(愛知県) 豊田市(愛知県) 三重県 四日市市(三重県) 松阪市(三重県) 名張市(三重県) 南伊勢町(三重県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課 総務部法務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部に議務文書課 総務部総務課 総務部に養務課 総務部に養務課 総務部に養務課 総務部に養務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部	1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 春日井市(愛知県) 豊田市(愛知県) 豊田市(愛知県) 三重県 四日市市(三重県) 松阪市(三重県) 名張市(三重県) 南伊勢町(三重県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課 総務部法務課 総務部結務課 総務部に関する事務局監査部監査課 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務	1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 4 4	1 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 0 0 0 0 0 0
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 春日井市(愛知県) 豊田市(愛知県) 圭重県 四日市市(三重県) 松阪市(三重県) 名張市(三重県) 有伊勢町(三重県) 大阪市(大阪府)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課 総務部法務課 総務部結務課 総務部にの対策準備室兼総務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部	1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 4 7	1
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 春日井市(愛知県) 豊田市(愛知県) 豊田市(受知県) 三重県 四日市市(三重県) 松阪市(三重県) 名張市(三重県) 南伊勢町(三重県) 大阪市(大阪府)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課 総務部法務課 総務部結務課 総務部に獲務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部	1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 2 4 7 1 1	1
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62	富山市(富山県) 長野県 岐阜市(岐阜県) 島田市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 春日井市(愛知県) 豊田市(愛知県) 圭重県 四日市市(三重県) 松阪市(三重県) 名張市(三重県) 有伊勢町(三重県) 大阪市(大阪府)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課 県民文化部県民協働課消費生活室 行政部行政課 行政経営部経営管理課 児童福祉センター中央児童相談所 西部児童相談所 合計 総務部総務文書課 総務部総務課 総務部法務課 総務部法務課 総務部結務課 総務部にの対策準備室兼総務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部債権回収対策準備室兼総務課 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部	1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 4 7	1 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 0 0 3 3

20			
松原市(大阪府)		1	1
69		1	1
企画県民部管理局職員課 17		1	1
20 20 20 20 20 20 20 20		1	0
現市市(兵庫県)		1	0
明石市(兵庫県)	合 計	2	0
総務部総務課 教育委員会事務局 福祉部 ことも未来部児童福祉課 財務部税務室債権管理課 (2 伊丹市(兵庫県) 総務部込務室 (2	2
教育委員会事務局 福祉部		2	2
福祉部		1	1
2년 1		1	1
財務部税務室債権管理課 総務部法務室 総務部法務室 総務部法務室 総務部法務方がナンス課 子ども・女性・障害者センター 27 和歌山市 (和歌山県) 総務部総務課 22 山口県 総務部総務課 総務部総務課 23 上口申 企画総務部総務課 企画総表部総務課 企画部法令室 35 高松市(香川県) 企画総務部総務課 企画部法令室 55 高松市(香川県) 総務局コンプライアンス推進課 総務部に香川県) 総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 総務部総務課 25 古賀市(福岡県) 総務部総務課 総務部総務課 26 古賀市(福岡県) 総務部総務課 27 本市(福岡県) 総務部総務課 28 本市(福岡県) 総務部総務課 29 人の同、 総務部総務課 20 人の何、 経務部総務課 20 人の何、 経務部総務課 20 人の何、 経務部総務課 20 人の何、 総務部総務 20 人の何、 経務部総務課 20 人の何、 総務部総務 20 人の何、 総務部総務課 20 人の何、 総務部総務 20 人の何、 総務の間、総務の総務部総務課 20 人の何、 総務の間、総務の総務部総務課 20 人の何、 総務のに、 20 人の何、 20 人の		1	1
		1	1
22 伊丹市(兵庫県) 総務部法務室 総務部法務方/ナンス課 子ども・女性・障害者センター 総務部総務課 子ども・女性・障害者センター 総務部総務課 子ども・女性・障害者センター 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総合政策部秘書企画課 総務部総務課 総合政策部秘書企画課 総務部総務課 北山市(広島県)		1	1
27	合 計	7	7
74 和歌山県 子ども・女性・障害者センター 75 和歌山市(和歌山県) 総務部総務課 76 橋本市(和歌山県) 保健福祉局障害福祉課 77 岡山市(岡山県) ・ 保健福祉局障害福祉課 78 赤磐市(岡山県) ・ 企画総務局総務部総務課 79 福山市(広島県) ・ 企画総務局総務部総務課 30 東広島市(広島県) ・ 総務部総務課 31 廿日市市(広島県) ・ 総務部総務課 32 山口県 ・ 総務部総務課 33 長門市(山口県) ・ 企画総務部総務課 34 阿南市(徳島県) ・ 企画総務部総務課 35 高松市(番川県) ・ 総務局の、経務局の、経務部総務部 37 福岡市(福岡県) ・ 総務部総務課 38 古賀市(福岡県) ・ 総務部総務課 39 糸島市(福岡県) ・ 総務部総務課 30 長崎県 ・ 総務部総務課 31 長崎市(長崎県) ・ 総務部総務課 32 長崎市(長崎県) ・ 総務部総務課 33 長崎市(長崎県) ・ 総務部総務課 34 日本・佐崎県) ・ 総務部総務課 35 日本・佐崎県 ・ 総務部総務課 36 日本・佐崎県 ・ 総務部総務課 37 日本・佐崎県 ・ 総務部総務課 38 日本・佐崎県 ・ 総務部総務課 39 条島市(福岡県) ・ 総務部総務部総務課		1	1
44 和歌山県 子ども・女性・障害者センター 75 和歌山市(和歌山県) 総務部総務課 76 橋本市(和歌山県) 総務部億権回収対策室 77 岡山市(岡山県) 保健福祉局障害福祉課 78 赤磐市(岡山県) 総務部総務課 82 海山市(広島県) 企画総務局総務部総務課 83 長門市(山島県) 総務部総務課 84 四南市(徳島県) 総務部総務課 85 高松市(番川県) 企画総務部総務課 86 北九州市(福岡県) 総務局ンプライアンス推進課 86 北九州市(福岡県) 総務局の長総務部 87 福岡市(福岡県) 総務部総務部 88 古賀市(福岡県) 総務部総務課 88 古賀市(福岡県) 総務部総務課 89 糸島市(福岡県) 総務部総務課 80 五朝市(福岡県) 総務部総務課 80 五衛市(長崎県) 総務部総務課 81 五朝市(長崎県) 総務部総務課 82 日前市(長崎県) 総務局総務部総務課 83 日前市(長崎県) 総務局総務部総務課 84 日前・長崎県 総務局総務部総務課 85 日前・長崎県 総務局・経務部総務課 85 日前・長崎県 総務局・経務部総務課 86 本市(熊本県) 総務局・経務部総務課		1	1
25 和歌山市(和歌山県) 総務部総務課 22 山口県 総務部総務課 企画総務部総務課 企画総務部総務課 企画総務部総務課 企画総務部総務課 企画総務部総務課 企画総務部総務課 企画部法令室 総務局コンプライアンス推進課 総務局コンプライアンス推進課 総務局コンプライアンス推進課 総務を画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 総務部総務課 と変重の 総務部総務課 と変重の 総務部総務課 と変重の 総務部総務課 と変重の 総務部総務課 と変重の 総務部総務課 との 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部に 総務部総務課 総務部総務課 総務部に 総務部総務課 総務部総務課 総務部に 総務ので、 総務部総務課 総務部に 総務局で、 との にははははははははははははははははははははははははははははははははははは		1	1
経務部債権回収対策室 保健福祉局障害福祉課 総務部総務課 総務部総務課 総合政策部秘書企画課 企画総務局総務課 総合政策部秘書企画課 2 回転 2		1	1
77 岡山市 (岡山県) 保健福祉局障害福祉課 総務部総務課 総合政策部秘書企画課 企画総務局総務部総務課 総合政策部秘書企画課 企画総務局総務部総務課 20 東広島市 (広島県) 総務部総務課 総務部総務課 21 日市市 (広島県) 総務部総務課 総務部総務課 総務部・総務部・		1	1
総務部総務課 総合政策部秘書企画課 企画総務局総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 総務部・		1	0
総合政策部秘書企画課 19 福山市(広島県) 企画総務局総務部総務課 10 東広島市(広島県) 総務部総務課 11 廿日市市(広島県) 総務部総務課 12 山口県 総務部学事文書課 13 長門市(山口県) 企画総務部総務課 14 阿南市(徳島県) 企画部法令室 15 高松市(香川県) 総務局コンプライアンス推進課 16 北九州市(福岡県) 総務局コンプライアンス推進課 17 福岡市(福岡県) 総務企画局と務部 18 古賀市(福岡県) 総務部総務課 18 お賀市(福岡県) 総務部総務課 19 糸島市(福岡県) 総務部総務課 19 糸島市(福岡県) 総務部総務課 10 長崎県 総務部総務課 11 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 11 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課		1	1
9 福山市(広島県) 企画総務局総務部総務課 総務部総務課 総務部総務課 お務部総務課 お務部総務課 お務部・		1	1
30 東広島市(広島県) 総務部総務課 31 廿日市市(広島県) 総務部総務課 32 山口県 総務部総務課 33 長門市(山口県) 企画総務部総務課 34 阿南市(徳島県) 企画部法令室 35 高松市(香川県) 総務局コンプライアンス推進課 36 北九州市(福岡県) 総務企画局総務部 37 福岡市(福岡県) にども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課 総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 総務部総務課 38 古賀市(福岡県) 総務部総務課 39 糸島市(福岡県) 総務部総務課 40 長崎県 総務部総務文書課 50 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 50 株本市(熊本県) 総務局行政管理部法制課	合 計	2	2
10 東広島市(広島県) 総務部総務課 11 廿日市市(広島県) 総務部総務課 12 山口県 総務部総務課 13 長門市(山口県) 企画総務部総務課 14 阿南市(徳島県) 企画部法令室 15 高松市(香川県) 総務局コンプライアンス推進課 16 北九州市(福岡県) 総務企画局総務部 17 福岡市(福岡県) 総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 18 古賀市(福岡県) 総務部総務課 19 糸島市(福岡県) 総務部総務課 10 長崎県 総務部総務課 11 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 12 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 12 熊本市(熊本県) 総務局行政管理部法制課	р п	2	2
1 廿日市市(広島県) 総務部総務課 2 山口県 総務部学事文書課 2 山口県 総務部学事文書課 2 山口県 企画総務部総務課 2 山口県 企画総務部総務課 2 山口県 企画部法令室 2 山西市(徳島県) 企画部法令室 2 高松市(香川県) 総務局コンプライアンス推進課 2 総務・1 本 大州市(福岡県) 総務企画局総務部 2 こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課 総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 2 大島市(福岡県) 総務部総務課 2 総務部総務課 2 長崎県 総務部総務課 2 経務・1 に福岡県 総務部総務課 2 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 2 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 2 2 熊本市(熊本県) 総務局で管理部法制課		1	1
12 山口県 総務部学事文書課 企画総務部総務課 企画総務部総務課 企画部法令室 13 長門市(山口県) 企画部法令室 15 高松市(香川県) 総務局コンプライアンス推進課 16 北九州市(福岡県) 総務企画局総務部 17 福岡市(福岡県) 定ども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課 総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 18 古賀市(福岡県) 総務部総務課 19 糸島市(福岡県) 総務部総務課 10 長崎県 総務部総務文書課 11 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 12 熊本市(熊本県) 総務局行政管理部法制課		1	1
33 長門市(山口県) 企画総務部総務課 34 阿南市(徳島県) 企画部法令室 35 高松市(香川県) 総務局コンプライアンス推進課 36 北九州市(福岡県) 総務企画局総務部 37 福岡市(福岡県) こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課 総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 総務部総務課 38 古賀市(福岡県) 総務部総務課 39 糸島市(福岡県) 総務部総務課 30 長崎県 総務部総務文書課 31 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 32 熊本市(熊本県) 総務局行政管理部法制課		1	1
34 阿南市(徳島県) 企画部法令室 35 高松市(香川県) 総務局コンプライアンス推進課 36 北九州市(福岡県) 総務企画局総務部 37 福岡市(福岡県) こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 38 古賀市(福岡県) 総務部総務課 39 糸島市(福岡県) 総務部総務課 30 長崎県 総務部総務文書課 31 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 32 熊本市(熊本県) 総務局行政管理部法制課		1	0
35 高松市(香川県) 総務局コンプライアンス推進課 36 北九州市(福岡県) 総務企画局総務部 37 福岡市(福岡県) こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 38 古賀市(福岡県) 総務部総務課 39 糸島市(福岡県) 総務部総務課 30 長崎県 総務部総務文書課 31 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 32 熊本市(熊本県) 総務局で設管理部法制課		1	1
36 北九州市(福岡県) 総務企画局総務部 37 福岡市(福岡県) こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 38 古賀市(福岡県) 総務部総務課 39 糸島市(福岡県) 総務部総務課 30 長崎県 総務部総務文書課 31 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 32 熊本市(熊本県) 総務局で設備の管理部法制課			
17 福岡市(福岡県)		1	1
総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課 25 古賀市(福岡県) 総務部総務課 26		1	1
88 古賀市(福岡県) 総務部総務課 39 糸島市(福岡県) 総務部総務課 30 長崎県 総務部総務文書課 31 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 32 熊本市(熊本県) 総務局の管理部法制課		1	0
39 糸島市(福岡県) 総務部総務課 40 長崎県 総務部総務文書課 51 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 52 熊本市(熊本県) 総務局行政管理部法制課	A =1	1	1
19 糸島市(福岡県) 総務部総務課 10 長崎県 総務部総務文書課 11 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 12 熊本市(熊本県) 総務局行政管理部法制課	合 計	2	1
10 長崎県 総務部総務文書課 11 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 12 熊本市(熊本県) 総務局行政管理部法制課		1	0
101 長崎市(長崎県) 総務局総務部総務課 102 熊本市(熊本県) 総務局行政管理部法制課		1	1
22 熊本市(熊本県) 総務局行政管理部法制課		1	1
		1	1
31大分県 教育庁教育改革・企曲課		1	0
		1	0
24 宮崎市(宮崎県) 総務部総務法制課		1	0
		2	2
66 鹿児島市(鹿児島県) 総務局総務部総務課		1	1
77 鹿屋市(鹿児島県) 総務部総務課		1	1
18 南さつま市(鹿児島県) 総務企画部総務課 <自治体数 計 98>		1	1

【注】※注① 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の人数。 ※注② 内訳は、弁護士登録者(79名)、採用に伴う登録取消者(39名)及び司法修習終了後の未登録者(16名)である。 ※注③ 人数欄の右側の数値は、任期付職員の人数(内数)である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

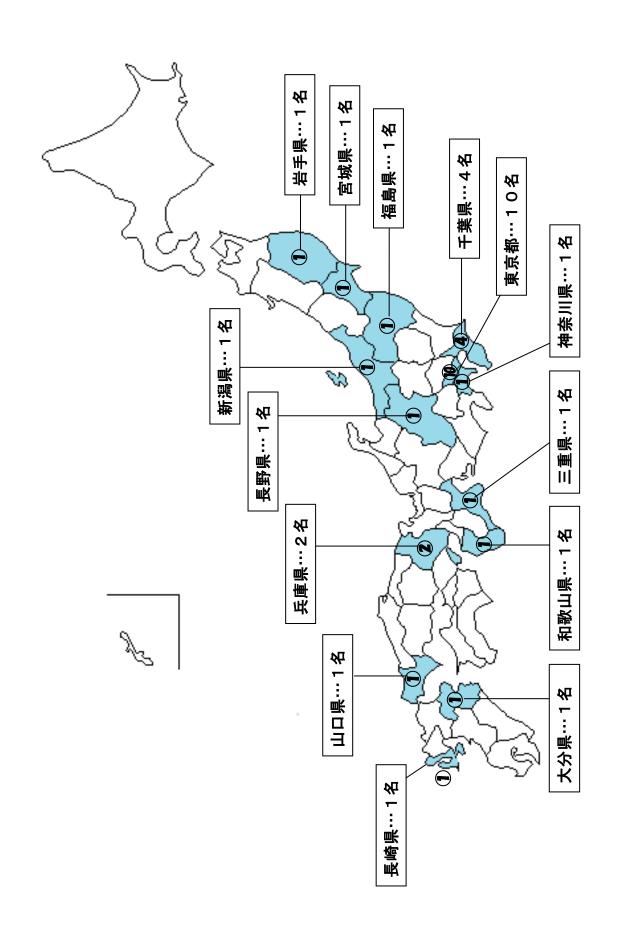
(2016年10月1日現在 日弁連調べ)

	\2010+	10月1日現任 日升連調へ)
年度		
2004	•東京都:2	2
2005		0
2006	•逗子市:1	1
2007	・東京都:2・兵庫県:1・岡山市:1	4
2008	·特別区人事·厚生事務組合:1·大阪市:1	2
2009	·東京都:2·名張市:1	3
2010	·東京都:2·特別区人事·厚生事務組合:2·町田市:1·神奈川県:2·河内長野市:1	8
2011	・東京都:2・流山市:1・名張市:1・松原市:1・名古屋市:1・福岡市:1・厚木市:1・栃木市:1・多気町:1・兵庫県:1 ・和歌山県:1・古賀市:1・宮崎県:1・千葉県:1	15
2012	·東京都:3·特別区人事·厚生事務組合:1·千葉県:1·明石市:5·田原本町:1·南伊勢町:1·富山市:1·和歌山市:1 ·岩手県:1·宮城県:1·沼田市:1	17
2013	・東京都:1・京都府:1・福山市:1・小松島市:1・東松島市:1・阿南市:1・名張市:1・南さつま市:1・大阪狭山市:1・銚子市:1・高槻市:1・大阪市:1・国立市:1・豊田市:2・富谷町:1・町田市:1・山口県:1・石巻市:1・相馬市:1・新潟県:1・寝屋川市:1・糸島市:1・浪江町:1・気仙沼市:1・山田町:1・三重県:1・弘前市:1・神奈川県:1・兵庫県:1・郡山市:1・さいたま市:1・大分県:1	33
2014	・東京都:1・大阪市:2・北九州市:1・福山市:1・福島県:1・春日井市:1・栃木市:1・茨木市:1・多摩市:1・鹿児島市:1 ・和歌山県:1・国分寺市:1・福岡市:1・姫路市:1・堺市:1・長野県:1・伊丹市:1・松阪市:1・明石市:4・名張市:1・多気町:1 ・千葉県:1・鳥取県:1	27
2015	·宮古市:1·南相馬市:1·小山市:1·川越市:1·特別区人事·厚生事務組合:1·町田市:1·新潟市:1·富山市:1·岐阜市:1·名古屋市:1 ·大阪市:4·鳥取県:1·福山市:1·長門市:1·高松市:1·長崎市:1·東京都:1·奈良市:1·古賀市:1·廿日市市:1·山田町:1 ·河内長野市:1·東広島市:1·宮崎市:1·赤磐市:2	29
2016	・花巻市:1・宮城県:1・石巻市:1・東松島市:1・相馬市:1・草加市:1・干菜県:1・船橋市:1・流山市:1・東京都:1・板橋区:1・葛飾区:1・青梅市:1・調布市:1・平塚市:1・島田市:1・名古屋市:1・豊田市:1・三重県:1・四日市市:1・南伊勢町:1・松原市:1・姫路市:1・梅春市:1・福岡市:1・茅ヶ崎市:1・熊本市:1・マくば市:1・厚木市:1・東京都:1・国分寺市:1・横須賀市:1・新潟県:1・鹿屋市:1・気仙沼市:1・市市:1・岡崎市:1・伊丹市:1・長崎県:1・浪江町:1・所沢市:1・大田区:1・西東京市:1・小林市:2	45

【注】※注① 各年度において新規に採用された人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県

(2016年10月現在、日弁連調ベ ※14都県において27名在籍(うち15名任期付職員))



法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

